（前のページより続き）

○水産業協同組合法施行令第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（同一二）　三五

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準第七条第三項第三号に掲げるものとする件（同一三）　三七

○農林中央金庫法施行令第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項並びに第七十三条第一項及び同項第六号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件（同一四）　三九

○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令附則第四条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第十条第三項第三号に掲げるものとする件（同一五）　四一

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　四六

〔公　告〕

諸事項

裁判所

免責、再生関係

本号で公布された法令のあらまし

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三四一号）（財務省）　三九

1　補助金等が基金造成費補助金等に該当する場合における補助事業等の完了後においても従うべき事項として、次に掲げる事項を定めることとした。（第四条第二項関係）

㈠　基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。

㈡　基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。

㈢　基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認めた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。

㈣　㈠から㈢までに掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**銀行法施行令等の一部を改正する政令**（政令第三四二号）（金融庁）

一　銀行法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　銀行等の同一人に対する大口信用供与等規制に係る見直し

㈠　銀行等の同一人の範囲の拡大

銀行等の同一人の範囲について、連結してその計算書類の作成を義務付けられている会社等にあっては、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大することとした。（銀行法施行令第四条第一項～第三項、第一六条の二の三第一項関係）

㈡　銀行等の同一人に対する信用供与等限度額の引下げ

銀行等の同一人に対する信用供与等限度額について、銀行等の自己資本の額の一〇〇分の四〇から一〇〇分の二五に引き下げることとした。（銀行法施行令第四条第七項、第八項、第一〇項及び第一一項、第一六条の二の三第三項関係）

㈢　信用供与等限度額超過時の承認理由の追加

銀行等の同一人に対する信用供与等限度額が超過する場合の承認理由について、銀行等又は銀行等の債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由を追加することとした。（銀行法施行令第四条第九項及び第一二項、第一六条の二の三第四項関係）

㈣　適用除外となる信用供与等の追加

銀行等の同一人に対する信用の供与等の適用除外となる信用の供与等に、日本銀行及び外国政府等に対する信用の供与等を追加することとした。（銀行法施行令第四条第一三項、第一六条の二の三第五項関係）

㈤　その他所要の規定の整備を行うこととした。

2　業務の再委託先に対する報告徴求等の権限の委任

銀行等の業務の再委託先（銀行等から業務の委託を受けた者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者）に対し、銀行法の改正により銀行等の業務等に関し報告徴求等を行うことができることとされたことから、当該銀行等の監督権限を有する財務局長等へ当該銀行等の業務の再委託先に対する報告徴求等の権限を委任することとした。（銀行法施行令第一七条の二第二項、第一七条の三第三項関係）

二　農業協同組合法施行令、水産業協同組合法施行令、農林中央金庫法施行令の一部改正関係（第二条、第九条、第一一条関係）

1　農業協同組合等の同一人に対する大口信用供与等規制に係る見直し

銀行等の同一人に対する大口信用供与等規制に係る見直しに準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（農業協同組合法施行令第一条の一〇、水産業協同組合法施行令第一〇条、農林中央金庫法施行令第七条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。